

令和3年11月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和3年11月10日 午後3時00分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和3年11月10日 午後3時34分

3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2)欠席者

なし

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太朗
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条（知事）

議案第3号 農地法第5条（知事）

議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

午後3時00分開会

○事務局長（ 君） それでは、令和3年11月期定例農業委員会開会を前に、出席委員の確認をいたします。

本日、全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の

要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、■■■■、よろしく願いいたします。

○議長（■■■■君） 現地調査、どうもお疲れでございました。それでは、令和3年第11回の農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

.....

○議長（■■■■君） 議事録署名人は、■■■■委員と■■委員、お2人をお願いいたします。よろしくどうぞお願いします。

.....

○議長（■■■■君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請について、申請番号11-27から事務局説明をよろしくをお願いします。

○係（■■■■君） それでは第1号議案農地法第3条の許可申請、申請番号11-27について御説明いたします。

本件は、申請人が贈与により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。譲受人は年齢 56 歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約 10 年と伺っております。現在の農業経営状況につきましては、御家族とともに水稲の生産をされてございます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の 2 ページをお開きください。

今回の申請地は、市街化編入をされました今在家にございます農地、今在家の交差点の南西に位置してございます斜線部の計 4 筆でございます。今後の申請地における営農計画といたしましては、引き続き水稲の生産を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は 1 万 7,368 平米で家族間の贈与になりますので、面積の変更はなく、50a 要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。説明は終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。——ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手13/13名]

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございました。続きまして、申請番号11-28、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） 続きまして、農地法第3条の許可申請、申請番号11-28について御説明いたします。

本件は、申請人が贈与により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。譲受人は2名の共有名義となっております、年齢が60歳の方と62歳の方、2名となっております。お二方は兄弟でございます。

農業従事年数としましては、60歳の方が約50年の農業従事年数というふうに伺っております。

現在の農業経営状況につきましては、水稻の生産を御家族でされてございます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書は3ページを御覧ください。

こちら市街化区域内にございます農地、今在家橋から見て西側に位置をしております4筆でございます。今後の申請地における営農計画といたしましては、引き続き水稻の生産を行ってみたいと伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は5,357平米で、家族間の贈与でございますので面積の変更はなく、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。説明は終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。——ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手13/13名]

.....

○議長（渡 孝志君） 続きまして、議案第2号農地法第4条について、事務局説明をお願いします。

○係（高原 康裕君） それでは、議案第2号農地法第4条の許可申請、申請番号11-4についてご説明いたします。今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請により、個人用住宅への転用を行うといった内容でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。位置図の説明をいたします。議案書の5ページをお開きください。申請地は、谿雲寺橋の南西側に位置する斜線部の1筆でございますけれども、併用地として農地以外の土地が3筆ございます。次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、周囲を宅地と他地目で分断をされておまして、広がり10ha未満でありますことから、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図の説明をいたします。

6ページに現況図、7ページに計画平面図、8ページに断面図を記載してございます。

7ページを御覧ください。

申請地内におきまして、個人用の住宅1棟を建設する予定となっております。

次に、雨水雑排水について説明をさせていただきます。

雨水につきましては、前面道路に側溝がございますので、宅内で集水した雨水を最終的にそちらの側溝につなげるといった計画でございます。汚水につきましても、前面道路に污水管が来ておりますので、宅内で集水したものを最終的にそちらにつなげるといった計画でございます。

8ページを御覧ください。

断面図を記載させていただいておりますけれども、申請地内におきまして、盛土40cmを計画してございます。

最後に、地元水利承諾書につきまして、ご説明させていただきます。

地元からは、令和3年10月13日付で無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は、以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ただいま、事務局の説明が終わりました。質問がありましたら、 委員。

○委員（ 君） 区域委員の渋谷です。8月23日に開発委員会をしまして、問題ないということで農区長と農業委員の印鑑をつきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします

〔賛成者挙手 13／13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（ 君） 続きます。議案第3号農地法第5条について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請申請番号11-17に移らせていただく前に少し補足の資料がございますので、そちらの説明をさせていただきます。クリップ止めでお手元にお配りをしております資料でございますけれども、こちら申請番号11-17に関連する予備知識ということで、こちらのほうをお配りさせていただいております。

少し中身のほうを説明させていただきます。

一番上にA4の紙1枚でまとめさせていただいておりますけれども、市街化調整区域内における区域指定についてということで記載をさせていただいております。

市街化調整区域内では、原則として建物を建築することができない、できるとしてもかなり厳しい状況の下でという制約がございます。ですが、区域指定というものにエリアが指定されますと、その建築に関する規制が緩和されるといった制度がございます。

次からの項目のところに、古賀市内における区域指定のエリアでございますとか、そのエリアの中で建築ができるもの、こちらを列挙させていただいております。

今回、申請番号 11-17 にございますのが、筵内地区の区域指定のエリアになってございます。

以上、ちょっと補足をさせていただきました。

一緒につけております A3 の折り込みのものでございますけども、こちら市の都市整備課が発行しておりますそれぞれの指定区域のパンフレットと申しますか、説明書きになっておりますので、御一読いただければというふうに思っております。

それでは、申請番号 11-17、中身のほうの説明に移らせていただきます。

議案書は 9 ページをお開きください。

農地法 5 条の許可申請、申請番号 11-17 について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法 5 条の申請により売買を行い、個人用の住宅として転用するといった内容でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。

議案書の 10 ページと併せまして、別でお配りをしております A3 の紙、議案第 3 号申請番号 11 -17 別紙というものを御覧になってください。

別紙のほうで説明をいたしますと、先ほどの筵内地区指定区域内に青の丸囲みで示しておりますけれども、こちらが申請地となっております。位置関係の説明をいたします。議案書の 10 ページを御覧ください。

こちらの申請地は、蔵園橋から見まして北側にございます斜線での 1 筆となっております。

次に農地区分の説明をいたします。

本申請地は、北を田地目で分断されておりますが、南、西、東には農地の広がりがありまして、10ha を超える広がりがありますことから、第 1 種農地であると判断しております。

しかしながら、原則としては転用不可な場所に当たりますけれども、申請理由が自己用の住宅、個人用の住宅の建設ということで、集落に接続するものということで例外的に許可をできるものというふうに判断をしております。

次に、計画図の説明をいたします。11 ページに現況図、12 ページ、13 ページに計画の平面図、14 ページに断面図を記載させていただいております。

12 ページ、13 ページ、併せて御覧いただきながら、御説明させていただきたいと思っております。

こちらでは、申請地内に自己用の住宅、個人用の住宅 1 棟を建設する計画となっております。

次に、雨水雑排水関係について、御説明をさせていただきます。

雨水排水につきましては、敷地内で集水した雨水を東側の道路側溝へと接続をいたします。汚水排水につきましては、既設の下水管に接続する計画でございます。

14ページを御覧ください。

こちらには断面図を記載させていただいております。申請地内におきまして、30cmの盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について御説明させていただきます。

地元からは、令和3年9月27日付で無条件での承諾書の提出があつてございます。併せまし

て、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。説明は以上になります。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（ 君） ただいま、事務局の説明が終わりました。質問がありましたら、 委員。

○委員（ 規君） 区域委員の です。8月23日に開発委員会をしまして、問題ないということで農区長と農業委員の印鑑をつきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手 13/13名]

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。続きまして、申請番号11-18、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） はい。議案書9ページをお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により、使用貸借による権利の取得を行い、個人用の住宅に転用するといった内容でございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。

議案書の15ページをお開きください。

申請地は、薬王寺温泉入口交差点の西側に位置する斜線部計4筆でございます。本来であれば、登記種目は農地の筆は1筆でございますけれども、現況として一体的に農地として利用されている筆、4筆が申請地となっておりますので、その内容で申請を受付けてございます。次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、西、北、南を宅地など他地目による分断があり、東には一部農地の広がりがございますけれども、広がりが10ha未満であることから、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。

16 ページに現況図、17 ページに計画平面図、18 ページに断面図を記載させていただいております。

17 ページにお戻りください。

計画では、申請地北側の市道より乗り入れを行い、申請地内におきまして住宅1棟を建設する計画となっております。

次に、雨水雑排水関係について御説明をいたします。

雨水排水につきましては、敷地内で集水した雨水を北側の道路側溝へ配水する計画となっております。汚水排水につきましては、敷地内に浄化槽を設けまして、その処理水を南側の道路側溝へと接続する計画となっております。

18 ページに断面図を記載してございますけれども、こちら現況にあるみかんの木、これを撤去しまして、後は整地のみを行い、切土、盛土は行わないということでその断面図を記載させていただいております。

最後に、地元水利承諾書につきまして、御説明をさせていただきます。

地元からは、令和3年10月22日付で無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。
委員。

○委員（ 君） 区域委員の です。10月25日に開発委員会を開き、排水など問題ないということで承諾しております。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。
賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手 13/13名]

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。続きまして、申請番号11-19、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法5条の許可申請、申請番号11-19について説明いたします。
議案書9ページにお戻りください。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により使用貸借による権利の取得を行い、個人用の住宅に転用するといった内容でございます。

申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。

議案書の19ページをお開きください。

申請地は、北部プラザの東側に位置する斜線部、1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を宅地と他地目で分断をされておりまして、広がり10ha未満であることから、第2種農地であると判断をしております。

こちらは市街化調整区域でございますけれども、建て方として分家住宅ということで都市計画法の整理をつけてございます。

次に、計画図の説明をいたします。

20ページ、左側が現況図、右側が計画図、21ページに断面図を記載させていただいており計画では、申請地北側の市道より乗り入れを行いまして、申請地内におきまして個人用の住宅1棟を建設する計画となっております。

次に、雨水雑排水について御説明をさせていただきます。

雨水排水につきましては、前面道路にございます道路側溝に排水をいたします。汚水排水につきましては、公共下水が来ておりますので、そちらのほうに接続をする計画となっております。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。

21ページを御覧ください。

敷地内において、30cm程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をいたします。

地元からは令和3年10月10日付で承諾書の提出があつてございます。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。
 委員。

○委員（ 君） 10月10日に新原の開発委員会を開きまして、問題ないということで地元では了承しております。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。
賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手13/13名]

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

○議長（ 君） 続きまして、議案第4号、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第4号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますことから、今回議案上程いたしました。今回、新規で3件、更新で59件の申し出がっております。また、[]、[]が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

[]、[]委員退席]

○係（[]君） 以降の議事進行については、[]、よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。まずは新規の申出につきまして、22ページ、申請番号11-47、新原及び庄にございます5筆で、面積が3,258平米、貸付人、借受人は記載のとおりとなっております。令和3年11月11日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。続きまして、申請番号11-48、薬王寺にございます3筆で、面積が1,909平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年12月1日から令和13年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号11-49、青柳町にございます4筆で、合計の面積が1,302平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和4年1月1日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

以降、23ページ、11-50から55ページの11-108番までにつきましては、更新の申出となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

ただ、更新の申出の中で46ページ、申請番号11-90番を御覧ください。申請番号11-90番、こちらにつきましては、申請地が市街化区域内の農用地となっております。

基本的に利用権設定の事業につきましては、市街化区域外の農用地で行うこととなっております。しかしながら、例外規定といたしまして、市街化区域外の農用地、今回でいいますと近接する久保区の農用地と一体として、農業上利用される農用地に準ずる地域におかれましては、利用権設定の実施が可能となっておりますので、今回利用権設定の申出を受理いたしております。

以上、新規の申出につきましては、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、新規で受理いたしております。

御審議のほどお願いいたします。

○副会長（[]君） 説明は終わりました。質問、意見がありましたらお願いします。——
ないようでしたら、採決に移らせていただきます。

賛成いただけます農業委員会の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手12/12名]

○副会長（[]君） ありがとうございます。全員賛成です。議事を終了します。

午後3時34分閉会
